

改正

平成12年3月24日条例第12号
平成12年12月18日条例第77号
平成14年3月22日条例第19号
平成15年3月7日条例第12号
平成16年3月5日条例第10号
平成17年9月26日条例第127号
平成25年3月14日条例第10号
平成31年3月8日条例第2号
令和元年9月11日条例第25号
令和4年3月24日条例第12号

幕別町簡易水道事業給水条例

幕別町簡易水道事業給水条例（昭和44年条例第24号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第4条—第10条）
- 第3章 給水（第11条—第19条）
- 第4章 料金及び手数料（第20条—第26条の2）
- 第5章 管理（第27条—第31条）
- 第6章 貯水槽水道（第32条・第33条）
- 第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準（第34条—第36条）
- 第8章 補則（第37条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、幕別町簡易水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるとともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めることを目的とする。

（給水装置の定義）

第2条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第3条 給水装置は、次の3種とする。

- （1） 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- （2） 共用給水装置 2世帯若しくは2箇所以上で共用するもの
- （3） 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込）

第4条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

（新設等の費用負担）

第5条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

第6条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置

工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置の新設、改造又は撤去を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に町長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により町長及び指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申し込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第8条 町長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とする場合は、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に町長が定める。

(工事費の予納)

第9条 町長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、町長が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第10条 町長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更等を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第11条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は、この条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても町は、その責を負わない。

(給水契約の申込)

第12条 水道を使用しようとする者は、町長が定めるところにより、あらかじめ、町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第13条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき、又は、町長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第14条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、

町長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他町長が必要と認めた者

2 町長は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置等)

第15条 給水量は、町の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、町長が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、町長が定める。

3 メーターの位置が管理上不適当となったときは、町長は所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。

(メーターの貸与)

第15条の2 メーターは、町長が設置して水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下これらを「水道使用者等」という。）に貸与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを水道使用者等に設置させることができる。

- (1) 使用予定水量に比して著しく大きな口径のメーターを必要とするとき。
- (2) 1使用場所で2個以上のメーターを必要とするとき。
- (3) その他町長が定めるとき。

2 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 水道使用者等が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第16条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、町長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに、町長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第17条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、町長の指定する町職員の立会を要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第18条 水道使用者等は充分なる注意をもって、水が汚染し又は凍結若しくは漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに町長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、町長が水道使用者等に負担させることが適当でないとき、この限りでない。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第19条 町長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から検査の請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第20条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第21条 料金は、別表第1に掲げる基本料金及び水量料金の合計額とする。

(料金の算定)

第22条 料金は、毎月の料金算定の基準日としてあらかじめ町長が定めた日(以下「定例日」という。)にメーターの点検を行い使用水量に応じて算定する。

2 町長は、特別の理由があるときは、定例日以外の日にメーターの点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第23条 町長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

(1) メーターに異常があったとき。

(2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。

(3) 使用水量が不明のとき。

(4) 共用給水装置により水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第24条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次のとおりとする。

(1) 使用日数がその月の2分の1以下のときは、使用水量分を翌月又は前月使用水量に加算し算定した額

(2) 使用日数がその月の2分の1を超えるときは、1月として算定した額

2 月の中途においてその用途に変更があった場合、その使用日数の多い料率を適用する。

(料金の徴収方法)

第25条 毎月分の料金は、当該月の使用水量を決定した日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を納期限とする。

2 町長は、水道の利用者が水道使用をやめたとき、又は臨時に使用したとき、その他必要と認めたときは、随時徴収又は数箇月分をまとめて徴収することができる。

3 町長は、特に必要と認めたときは、料金の概算額を前納させることができる。この場合、水道の使用をやめたとき精算する。

4 料金の徴収は、納入通知書、預金口座振替又は集金の方法により行う。

(手数料)

第26条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

(1) 第6条第2項に規定する設計審査及び工事検査の手数料は、別表第2のとおりとする。

(2) 第28条第2項の確認をするときの手数料は、町長がその都度定める額とする。

(料金及び手数料等の減免)

第26条の2 町長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第27条 町長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道利用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第28条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第29条 町長は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給

水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第21条の料金、その他この条例の規定により支払うべき費用を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第22条のメーターの点検、又は第27条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第30条 町長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、1年以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
 - (2) 給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。
- 2 切り離し後、再使用の申込みがあった場合は、既設の給水装置に接続することができる。ただし、これに要する費用は申込者の負担とする。

(過料)

第31条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
 - (2) 正当な理由がなく、第15条第2項のメーターの設置、第22条のメーターの点検、第27条の検査、又は第29条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
 - (3) 第18条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
 - (4) 第21条の料金、又は第26条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
- 2 町長は、詐欺その他不正の行為により、料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(町の責務)

第32条 町長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

- 2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。
- (設置者の責務)

第33条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準

(布設工事監督者を配置する工事)

第34条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次の各号に定める増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
 - (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事
- (布設工事監督者の資格)

第35条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業し

た後、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (5) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を終了した後、第1号の卒業生にあっては6月以上、第2号の卒業生にあっては1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （水道技術管理者の資格）

第36条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については3年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業生については2年6月以上、同条第3号に規定する学校の卒業生（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については3年6月以上、同条第4号に規定する学校の卒業生については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けたものが行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

第8章 補則

（委任）

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
(忠類村の編入に伴う経過措置)
- 2 忠類村の編入の日(以下「編入日」という。)前に、忠類村簡易水道給水条例(平成10年忠類村条例第9号。以下「旧忠類村条例」という。)の規定により課した、又は課すべきであった料金及び手数料については、なお従前の例による。
- 3 編入日前に、旧忠類村条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 編入日前にした旧忠類村条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 編入日以後平成22年3月の定例日までの間に限り、幕別町簡易水道設置条例(昭和44年条例第23号)第1条第5号に規定する忠類簡易水道(以下単に「忠類簡易水道」という。)に係る料金については、第21条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 編入日以後平成20年3月の定例日までの間

種別	料金	基本料金		水量料金
		単位	料金	
家事用		8立方メートル	1,130円	1立方メートル当たり 140円
団体用		20立方メートル	2,880円	
営業用		20立方メートル	3,090円	
営農用		8立方メートル	1,130円	

(2) 平成20年3月の定例日後平成22年3月の定例日までの間

種別	料金	基本料金		水量料金
		単位	料金	
家事用			399円	1立方メートル当たり 157円
団体用			1,837円	1立方メートル当たり 168円
営農・営業用	1月当たり		399円	20立方メートルまで 1立方メートル当たり 204円 21立方メートルから 1立方メートル当たり 122円

- 6 編入日以後平成18年3月の定例日までの間に限り、忠類簡易水道に係る特別な場合における料金の算定については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年3月22日条例第19号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月7日条例第12号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月5日条例第10号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月26日条例第127号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年2月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第21条(臨時給水に係る料金に限る)の改正規定 平成18年4月1日

(2) 第22条第1項の改正規定 平成18年6月1日

(適用区分)

- 2 幕別町簡易水道設置条例(昭和44年条例第23号)第1条に規定する駒畠簡易水道、大豊簡易水道、新和簡易水道及び幕別簡易水道(以下これらを「幕別町の簡易水道」という。)に係る改正後の幕別町簡易水道事業給水条例(以下「改正条例」という。)第21条、第26条の2及び別表第1(臨時給水に係る料金を除く。)の規定は、平成18年3月1日以後に算定される料金について適用し、同日前に算定される料金については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前に申込みのあった者に係る手数料については、なお従前の例による。
(定例日の変更に伴う経過措置)
- 4 平成18年6月に限り、改正条例第22条の規定にかかわらず、メーターの点検を行わないものとし、同年5月の定例日後の使用水量については、同年7月の定例日に行うメーターの点検による使用水量に算入するものとする。この場合において、改正条例第21条に規定する基本料金は、1月分とする。ただし、平成18年6月の定例日が隔月の料金算定の基準日にあたるときは、同年4月の定例日後の使用水量については、同年7月の定例日に行うメーターの点検による使用水量に算入するものとし、改正条例第21条に規定する基本料金は、2月分とする。

附 則 (平成25年3月14日条例第10号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月8日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定により第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の幕別町簡易水道事業給水条例第35条第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

附 則 (令和元年9月11日条例第25号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日条例第12号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。(後略)

別表第1 (第21条関係)

種別	料金	基本料金		水量料金
		単位	料金	
家事用			399円	1立方メートル当たり 204円
団体用			1,837円	1立方メートル当たり 204円
営農・営業用	1月当たり		399円	20立方メートルまで 1立方メートル当たり 204円 21立方メートルから 1立方メートル当たり 122円
営農用 (防除用)	1立方メートル当たり		122円	
臨時給水 (一般用)	1立方メートル当たり		367円	
臨時給水 (公共用)	1立方メートル当たり		183円	

別表第2 (第26条関係)

(メーター1個につき)

区分	単位	金額
設計審査手数料	新設1件	7,000円
	改造1件	4,500円
工事検査手数料	新設1件	6,500円
	改造1件	4,800円